

雄武町公告 24 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、法第22条第3項の規定による措置を命ぜられる者を確認することができないため、法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月14日

雄武町長 高橋 健仁



記

1 建物の敷地の所在地

雄武町字雄武842番地4

2 建物概要

家屋番号：842番4

種類：居宅・店舗

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積：1階 68.73㎡

2階 59.62㎡

3 措置を命ぜられるべき者が行うべき措置の内容

建築物の除去

4 3の措置が必要となる理由

外壁の崩落が進み、「雄武町管理不全空家等及び特定空家等の判断基準」に従い調査し、緊急性・危険性がともに高く緊急対応が必要と判断し、「雄武町空家等対策協議会」の意見聴取の上で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある「特定空家等」と雄武町が認定・判断したため。

5 措置の期限

令和7年11月28日

期限までに措置が履行されない場合、法第22条第10項の規定により雄武町長又はその命じた者もしくは委任した者（以下「町長等」という。）が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

6 動産等の取扱い

町長等が当該建築物の除去を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記の問い合わせ先へ通知すること。

7 問い合わせ先

雄武町役場 建設水道課建築係

担当者：長谷川 潤

電話番号：0158-84-2121

以上